

第9回 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会 議事録

【日 時】 令和元年5月20日（月）15:00～16:00

【場 所】 静岡市役所本館3階 第一委員会室

【出席者】 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会

増澤 武弘委員、岩堀 恵祐委員、逢坂 興宏委員

静岡県交通基盤部 政策管理局 建設政策課 赤堀主査

静岡市環境局：櫻井局長、殿岡局次長

（環境創造課）藪崎課長、西村係長、伊東主査、佐野主任主事

静岡市企画局：（企画課）杉原係長、向島主査

静岡市経済局：赤坂農林水産部理事

（治山林道課）小川課長、小山係長、風間主査

静岡市都市局：（開発指導課）落合係長、新井主査、岩谷主査

【内 容】

1 静岡県内中央新幹線建設工事に伴う「林道東俣線改良工事」に関する工事計画について

<治山林道課による説明>

増澤委員：ただ今の説明について、ご意見、ご質問等をお願いしたい。

岩堀委員：前回のタイヤ洗浄プールに関する質問に対して、非常に細かく回答していただいた。これだけしっかりしていれば大丈夫だと思うし、プール付近には人が常駐するというので、適切な管理をしていただきたい。

一点、洗浄プール内の土砂を運び出すことになるが、どの辺りに運搬する予定か。

治山林道課：洗浄プールからの土砂は、他の発生土とは分けて処分することとなっている。

土砂は処理施設への運搬を考えているが、今後、適切な処分方法等について協議を深めていく。

岩堀委員：産廃のため、適切に処分していただきたい。

治山林道課：そのように事業者へ伝えていく。

増澤委員：洗浄プールの洗浄水入替の目安について、3,000台通過という数字が出てきたが、どういった数字か。

治山林道課：3,000台というのは通行台数の累計であり、運用としての目安と認識していただきたい。洗浄水の入替頻度等は状況によって判断することとなる。

増澤委員：この方法は、他地域においてもそれほど行われていないことである。特に南アルプス地域3県の中でしっかりと実施するのは静岡県だけだと思うが、他で実績はあるのか。

治山林道課：長野においても林道を使用した工事を行っているが、当方の知る限りでは、林道入口への洗浄プール設置は行っていない。

今回の対応というのは、林道管理者から求めたものではなく、事業者からの提案であり、評価をしたいと思っている。

増澤委員：大雨、その他集中豪雨等で洗浄プールがオーバーフローすることはあるか。

治山林道課：オーバーフローの可能性は完全には排除できないと考えており、長期間に及ぶ大雨等の場合は、フローの危険性がある。ただ、プール自体が周囲の地表より高い位置にあり路面からの流入は多くなく、また、大雨の際にはプール内の水の汲み取りや、シートによる養生等の対策が挙げられると思う。

フローをしては意味がないため、対策について万全にすべきと事業者に伝える。

増澤委員：地表部からの流入がなければ、急激に溢れる事態は考えづらいのではないかと思われる。

岩堀委員：車両 3,000 台ということだが、事業者はそれ程の台数を確保できるのか。

治山林道課：通行車両が 3,000 台ということである。通行車両は大きく分け、残土を扱うダンプ、資材運搬用のトラック、人員搬送をする普通車に分かれる。

主に通行する車両は、工事の進捗具合によって日々変化していく。

増澤委員：工程について、工期は数年に及ぶと説明があったが、林道の拡幅や安全対策に関することは最初の期間に集中して行うイメージか。

治山林道課：増加する通行車両に対応するため、待避所の確保が急務だと認識している。計画している待避所の多くは崩土の撤去で道が広くなり、すれ違いが可能となる。大枠の工事は 1, 2 年で形にしたいと思っている。

増澤委員：最初の 1, 2 年のうちに市街地から多くの車が上がることになると思う。それ以後は、林道内部での移動が主となるため、待避所の確保というのは当初にやるべきだと考える。

治山林道課：待避所は 500m に一カ所の設置が基本だが、今回の工事については 300m に一カ所程度と考えている。

路面の舗装については、破損等を防ぐために通行車両が多い箇所を重点的に、また、登山者等一般の利用者が多い箇所についても考慮して、判断していきたい。

増澤委員：待避所を造るために斜面を削ると思うが、待避所の幅はある程度余裕をもつことが好ましい。しかし、切土をすればするほど自然に手を加えることとなるが、やむを得ず広げる箇所があるのではないか。

治山林道課：林道の幅は 4 m で、そのうち車両の通行幅が約 3 m、両脇に 50 cm ずつの路肩としている。待避所を造るにあたって、幅を 6 m として、車両のすれ違いがで

きるようにする。また、待避所の長さを長くすることで余裕をもたせたい。一般的に待避所は6 mの幅で安全上、問題ないと考えている。

そのような設計の中で、大幅な切土は可能な限り回避し、待避所の設置をしていきたいと考えている。

増澤委員：待避所6 mというのは大型ダンプがすれ違うことができる幅か。

治山林道課：大型車は片側2.75mあれば通行が可能であるため、すれ違いは可能である。

岩堀委員：大雨が降った際の工事実施可否の判断体制や、緊急避難命令等に関する基準はどうなっているか。

治山林道課：安全対策については二通りある。

一つは林道管理者が行う通行止めであり、気象警報等の発令又は発令が予想される場合にはゲートを締めて立入を禁止する。

もう一つは事業者が行う規制であり、注意報、警報等の段階に応じた規制を検討しており、その規制は、市の管理より厳しい基準で判断すると聞いている。

林道管理者としても、事業者には安全に配慮して臨んでもらう考えである。

増澤委員：林道上の斜面において、沢ではない箇所からの湧水を確認しているが、そういった箇所はどうする考えか。

治山林道課：排水の構造物の設置について検討をしている。放置すると被害が大きくなる可能性があるため、排水溝を造るか、路肩で排水処理ができるようにしたいと考えており、本工事とは別立てで検討を進める。

増澤委員：それは設計図ができていますか

治山林道課：設計には至っていない。事業者との協議の中で重点的に対応してほしい点については伝えていき、施工段階において反映されていない場合には、意見として提出する。

増澤委員：これまでいくつか意見が出て、質問に対して回答もなされたと思うが、今後の進め方として、治山林道課から何か意見等はあるか

治山林道課：本日説明した方針や考え方に基づいて、今後、工事を進めていくこととなる。今日いただいた意見は、十分に計画に反映させて進めていきたい。ただ、詳細設計ができていない中で、基本的な方針について議論をしていただいたところであるため、詳細設計が出た段階で、環境について判断が難しい場合には、改めて委員の皆様にご意見をいただきたい。

増澤委員：分かりました。詳細設計が出れば、委員から様々な専門的意見を述べることができる。今日までの議論で、前回は安全について、今回は工事全体の基本的な方針について話すことができたと思う。この方針で今後進めていくということ

でよろしいか。

岩堀委員・逢坂委員：よい。

増澤委員：それでは、自然環境への十分な配慮をしていただけるとのことで、また、安全については治山林道課が責任をもってやっていくということで、詳細な設計等が出た時には、改めて委員から専門的な意見をいただくとして、本日の協議は終わりたいと思う。